

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 5月 23日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県古河市丘里3番2
氏 名 日鉄ステンレス鋼管株式会社
北関東工場長 右田 聰
電話番号 0280-98-2472

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄ステンレス鋼管株式会社 北関東工場 古河地区
事業場の所在地	茨城県古河市丘里3番2
計画期間	令和 6年 4月～令和 7年 3月

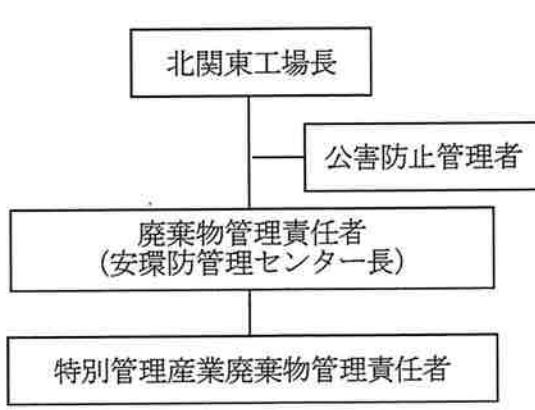
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	鉄鋼業 (22)
②事業の規模	製品出荷量 9,000トン／年
③従業員数	109人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【廃酸】 ○発生：ステンレス鋼管の酸洗（ふつ酸と硝酸の混合物） ○処理：一部は中間処理（中和後沈殿物を脱水）し、脱水後の残渣を全量処理委託（埋立処理）。一部は、廃酸のまま処理委託。</p> <p>【廃アルカリ】 ○発生：ステンレス鋼管引抜後の脱脂 ○処理：全量処理委託</p> <p>【廃油】 ○発生：印字装置、印字盤の清掃 ○処理：全量処理委託</p>



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- 1 廃棄物管理責任者
 - 1) 廃棄物のリサイクル及び収集処理の統括
 - 2) 異常発生時の対応、報告等の実施
- 2 特別管理産業廃棄物管理責任者の業務
 - 1) 廃棄物の揮発性、可燃性、腐食性等の性質、成分等の調査
 - 2) 処理等に関する指示及び保管場所の管理

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり。	
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	別紙1のとおり。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1のとおり。	
(今後実施する予定の取組)	排 出 量	t	t
	別紙1のとおり。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	廃酸は、受槽で保管後、自己処理又は直接処理委託している。廃アルカリは、使用施設から、廃油は、ドラム缶に保管後、直接処理委託する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	同 上

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	—	t
	(これまでに実施した取組) —			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	—	t
(今後実施する予定の取組) —				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり。		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組) 別紙2のとおり。				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり。		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙2のとおり。				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
		【目標】	
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり。	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり。		

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり。			
	全処理委託量				
	優良認定処理業者への 処理委託量				
	再生利用業者への 処理委託量				
	認定熱回収業者への 処理委託量				
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				
	(今後実施する予定の取組)				
	別紙3のとおり。				
【前年度（令和5年度）実績】					
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	928.2 t			
	(今後実施する予定の取組等)				
電子マニフェスト導入済み					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0 以下の 廃 酸	ph12.5 以上の 廃アルカリ	燃えやすい 廃 油
	排出量	887.8 t	40.4 t	2.1 t
	(これまでに実施した取組)			
低生産の中、品質及び能率向上のため、酸及びアルカリによる表面処理の条件を見直し中である。				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0 以下の 廃 酸	ph12.5 以上の 廃アルカリ	燃えやすい 廃 油
	排出量	850 t	40 t	2 t
	(今後実施する予定の取組)			
市場変化のため、低生産が継続する見込みであり、引き続き、酸およびアルカリによる表面処理の条件を最適化し、排出量を減量する。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の 廃酸	ph12.5以上の 廃アルカリ	燃えやすい 廃油
自ら熱回収を行った特別管理 産業廃棄物の量	0t	0t	0t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	375.0t	0t	0t
(これまでに実施した取組)			
低生産の中、排水基準を満たしつつ、最適な設備運用により中間処理量を概ね維持 した。			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の 廃酸	ph12.5以上の 廃アルカリ	燃えやすい 廃油
自ら熱回収を行う特別管理産 業廃棄物の量	0t	0t	0t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	350.0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組)			
排水基準を満たしつつ、適切な設備運用により現在の中間処理量を維持する。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の 廃酸	ph12.5以上の 廃アルカリ	燃えやすい 廃油
	全処理委託量	512.8 t	40.4 t	2.1 t
	優良認定処理業者への処理 委託量	512.8 t	40.4 t	2.1 t
	再生利用業者への処理委託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委 託量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)				
優良認定処理業者を優先した委託処理を実施した。				
【目標】				
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	ph2.0以下の 廃酸	ph12.5以上の 廃アルカリ	燃えやすい 廃油
	全処理委託量	500 t	40 t	2 t
	優良認定処理業者への処理 委託量	500 t	40 t	2 t
	再生利用業者への処理委託 量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委 託量	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				
優良認定処理業者を優先した委託処理を継続する。				